

★**労働移動支援助成金**

事業規模の縮小に伴い離職を余儀なくされる労働者の再就職援助のための措置等を講じる事業主に対して助成されます。この度、リストラされた労働者を受け入れ側企業への奨励金が新設されました。

【再就職支援奨励金】

リストラする企業に対して支給(カッコ内は大企業)

1.再就職支援⇒職業紹介事業者に委託

1人あたり 10万円 500人分限度

① 再就職実現時 45歳未満 委託費用 2/3(1/2)
45歳以上 委託費用 4/5(2/3)

②訓練加算 1人あたり 6万円/月

③グループワーク加算 1人あたり 1万円/3回以上実施

※①②③合計で60万円かつ委託総額が限度

2.休暇付与支援⇒

1人あたり 7,000円/日(4,000円/日) 90日分限度

※再就職支援計画を作成すること

【受入れ人材育成支援奨励金】★新設

再就職援助計画の対象となった労働者を雇い入れ、教育をした企業に支給される

OFF-JTの賃金助成 1時間あたり 800円

訓練経費助成実費 30万円上限

OJTの賃金助成 1時間あたり 700円

※政府の予算は300億円あるそうですが・・・

★**労災で偽装請負発覚**

千葉労働局は、請負と称して事実上の労働者派遣を行っていたとして、特定派遣元事業主のTLC(株)(本社浦安市)に対し労働者派遣法に基づく1か月間の業務停止及び事業改善を命令した。

同社は派遣先との間で請負契約を締結し、労働者をその事業所内で派遣先の指揮命令の下、クレーン操作や鋼材の清掃業務に従事させていたが、これは事実上の派遣にあたる。

きっかけとなったのは平成25年5月に発生した労災の死亡事故の調査からで、「偽装請負」が労働災害につながったと見て厳しい処分になった。

★**残業代、中小も5割増**

前回の労働基準法改正により従業員300人超の大企業だけは1か月60時間を超える残業をすると5割増の残業代を支払うよう義務づけた。

現状の残業割増は2割5分以上と定めてあるが、2016年4月からは中小企業でも1か月60時間を超える時間外割増は5割以上となるよう検討に入った。

中小企業庁によると中小企業で働く人は働く人全体の70%、中小企業のうち4.4%が1か月60時間を超える残業をしているが、労務管理がずさんな企業もあり「サービス残業」を含む実際の残業時間はもっと長いとの指摘が多い。

★**平成26年度生涯現役実現モデル事業**

35歳～64歳を対象にした内閣府の調査で、老後の経済的な備えが足りないと感じている人が66.9%に上り、現役世代が公的年金や貯蓄・退職金の取り崩しだけでは老後の暮らしに不安を抱いている実情が浮き彫りになりました。そのような現状から、国は「生涯現役社会」を進め「生涯現役社会」を推進するモデル企業を募集しています。モデル企業となると様々な補助、自社の宣伝効果もあり、我と思わん企業がありましたら是非ご一報いただきたいと思います。ただし、千葉県内に本社があり、100人以上の常用労働者がいる企業などの要件があります。

※「生涯現役雇用制度」とは、定年の廃止を原則としますが、定年を70歳以上とする又は70歳以上まで継続して雇用する制度でもOKです。

※お問い合わせは、公益財団法人産業雇用安定センター千葉事務所 TEL043-225-4855 まで

